

履正社 柔整

— 『品質を考える時代がきた、追い風から戦略を考える』 —

学科長 田中 雅博

こんにちは。あけましておめでとうございます。今年も学科報のご愛読をよろしく申し上げます。

さて、再来年4月末日で天皇陛下が退位され、翌日5月1日に新しい天皇が即位される報道がありました。残り1年数か月で平成が終了し、新たな時代が始まります。わくわくと同時に、柔整にはビジネスチャンスのネタが続々控えているので、よし、やるぞ、トライアルなイヤーなのです。

平成30年4月に、医療介護同時報酬改定の報酬誘導でさまざまな変革が始まります。例えば、訪問介護事業の資格要件緩和、通所介護(デイサービス、以下DS)の改善率加算など、言い換えれば緩和(ヘルパー資格を200時間から50時間程度)することで取得を楽にし、多くの方に資格を取得してもらう。その代わりに介護報酬を下げる。これは接骨院経営者として追い風です。簡単に介護人材を確保でき、訪問事業に参入できることを考えると、来院している元気な高齢者の患者に資格取得を促し(接骨院での費用負担もありでしょう)、高齢者にたくさん登録してもらい、訪問介護にでてもらおう。高齢者にはボランティアではなく、きちんと報酬を支払って責任と自覚を感じてもらおう。やりがいと感じてもらえたら、心身や運動能力の維持向上も期待でき、加えて新たな雇用創出によって社会貢献もできる。接骨院経営の付加価値として事業がスタートできる。利幅は少ないが確実な追い風ではないでしょうか。

次に要介護度の改善率加算。改善率が向上しない施設は当然減額となるので、機能訓練指導の品質担保ができる人材を確保する。機能訓練指導員資格は、現在、柔道整復師、看護師、理学療法士などにしか認められていないので、求人数の増加、介護重視型のDSより、接骨院に併設しているDSなどへのシフトなど、国家免許を所有している機能訓練指導員が注目されるのは間違いない、大きな追い風でしょう。

最後に、現在の社会問題の解決に向けての取り組みにも、追い風になる案件があります。それは、中学高校の部活外部指導者制度です。報道でもよく耳にしますが、電通の社員自殺に端を発し、働き方制度改革の一つに教員の過重労働が問題となっています。われわれもそうですが、教職者はなかなか時間で割り切って働くことができません。授業中・授業時間外、校内・校外を問わず生徒への教育や指導はタイムレスなのです。勤務時間外や自宅でのプライベート時間でも見捨てるわけにはいかないのです。ただ教師も人。国として放置しておくわけにもいかない。そこで政府は、教員の大きな負担になっている、課外教育活動である、部活指導への負担軽減策として、外部指導者制度が導入されることになりました。

過重労働や著しい超過勤務は当然心身体力とも疲弊し、人間としてのQOLの低下、教員活動全体の品質を低下させ、生徒や学生に接する時間が少なくなり、対応も粗末になる。結果的には教員の品質低下により生徒に影響が及ぶ。これまで教員免許を所有していない者が生徒を指導することに大きな障壁が存在していましたが、この度の規制改革で、教免を持たなくても、一定の研修で、専門技能を身につけている外部指導者に委ねることができたことは一歩前進でしょう。

今回のテーマは『品質担保から見えてくる戦略』のほうがりやすいかもしれない。筆者の考えるシナリオはこうだ。

中学高校の外部指導者は、その種目において相当の経験を有し、一定の技能を身につけている人物だ。しかも校区内か近い所にいる人物。当然外部指導者だけでは生計は立てられないので、本業は他にある。週に1、2回に指導に当たる事ができる人物。生徒は練習中試合中、ケガや体の不調を訴えてくるはずなので、技能に加え、医療の国家免許を所持している人物はいないかと探す。つまり運動指導能力に加え、医療の技術知識が品質担保されている人物が最適だ。となると近所の医療機関で勤務(経営)している免許者。

午後診療が休みの水曜日か木曜日、けがをした生徒が来院する想定で医療売上が増加することも考えると、あと1日指導者として業務にあたることも想定できるだろう。その医療機関はもちろん接骨院がベスト。これで終わらない。医療職者が確保できない事も多いはずなので、一般の会社員が指導者として携わるケースもある。しかし、医療能力は期待できない。不意のケガ・不調に対応する能力が乏しく、情熱ある指導者の中には、柔整の免許を取得しようかと感じてくる人物は少なくないのではないかと。

そこで、AT資格が取得できる、スポーツ柔整が得意な学校はないだろうか、検索→『柔道整復師 スポーツAT』で履正社柔整がヒットされる。受験を考えるかもしれない。学校も追い風だ。

全国一アスリート出身が多い(筆者の感想)履正社柔整卒業生の強みがいよいよ発揮される。

運動指導とスポーツ医療が可能な、国家免許者としての履正社柔整卒業生。品質担保ができている有効な社会資源として、卒業生の接骨院が大きな力を発揮する時代と社会が到来すること、私は信じて疑わない。

<各学年の動き>

1年生（桃井先生）：皆さん、『今年の目標』は何ですか。人間、何かに向かって行動することが大切です。「〇〇〇がしたい。」と思うからこそ行動が始まります。「カレーを食べたい！」と思うから、材料を買ったり、レシピを調べたり、作ったり、その「カレーを食べる」という目標に向かって、何が必要かを考え行動するのです。だからこそ、最初に目標を設定することが大切なのです。ただし、ここで、目標を設定したけれど、①具体性が無い。②失敗を恐れる。③時間の管理ができていない。よくこんな問題が起こります。①カレーを食べたいという漠然とした目標だけで、それは、チキン？ポーク？ビーフ？キーマ？何カレー？これが決まらないから行動できないパターン。②おいしくないカレーができたらどうしよう・・・、この前作ったとき失敗したしな・・・、たぶんこんな感じで作るんだらうけれど自信ないな・・・みたいなパターン。③カレー食べたいな一、どうやって作るんだったっけ、面倒くさいなあ～、あ、この動画面白そうだなあ～、あ、もうこんな時間だ！スーパーしまっちゃった・・・的なパターン。ね？ありそうでしょ？こういった点に注意して、精一杯動いてみる！人生足掻いてみな！

2年生（竹内先生）：Hello 皆さん。2年生もあと少しですね。4月には最高学年になります。後輩のお手本となれる学校生活を送れていますか？3年生は目まぐるしく時間が過ぎていきます。息つく暇も無いかも知れません。ひとつ遅れだすと、車の交通渋滞と同じで後続車の方がブレーキが長くなるのです。最後の一年は、如何に計画性をもって実行できるかが勝利の分かれ目です。今は特に何も焦りを感じないかも知れませんが、1年後焦っても、手遅れです。「お勉強は計画的に！」全ては自分自身の為に…

3年生（福田先生）：“愛する我が学生諸君へ”新年あけましておめでとうございます。平成30年は「大事な年」になると思います。3月には国家試験、卒業式 4月には就職と環境が大きく変化する時期になります。医療人として活躍するために頑張りましょう！勉強するのは「今でしょ！」残り少ない学生生活を楽しんでください。どうせやるなら頑張ろう！どうせやるなら合格しよう！！

<中学校野球教室ボランティア報告>

12月26日（火）京都 黄檗公園野球場にて第17回中学校野球教室（主催：（株）Bright Body）が開催され、ボランティアとして2年生新垣君、鬼木さん、岡元さん、大崎君、佐藤幸輝君、清水裕輝君、田畑君、三宅君、山本君、1年生橋長君、池岡さん、円城寺君、豊永君、長野君、西川君、森川君、の計16名が参加しました。元メジャーリーガーの大家選手をはじめとし、京都にゆかりのあるプロ選手が指導を行う野球教室や、トレーナーによるストレッチ・トレーニング指導、また医師による超音波検査が実施されました。中学生の参加者は過去最多の230名程となりました。本校学生は各中学校の誘導・世話役となり、トレーニングやストレッチの補助をしました。学生達は、中学生と共にトレーニングをしたり、各指導・検査を見学したりと充実した1日となりました。

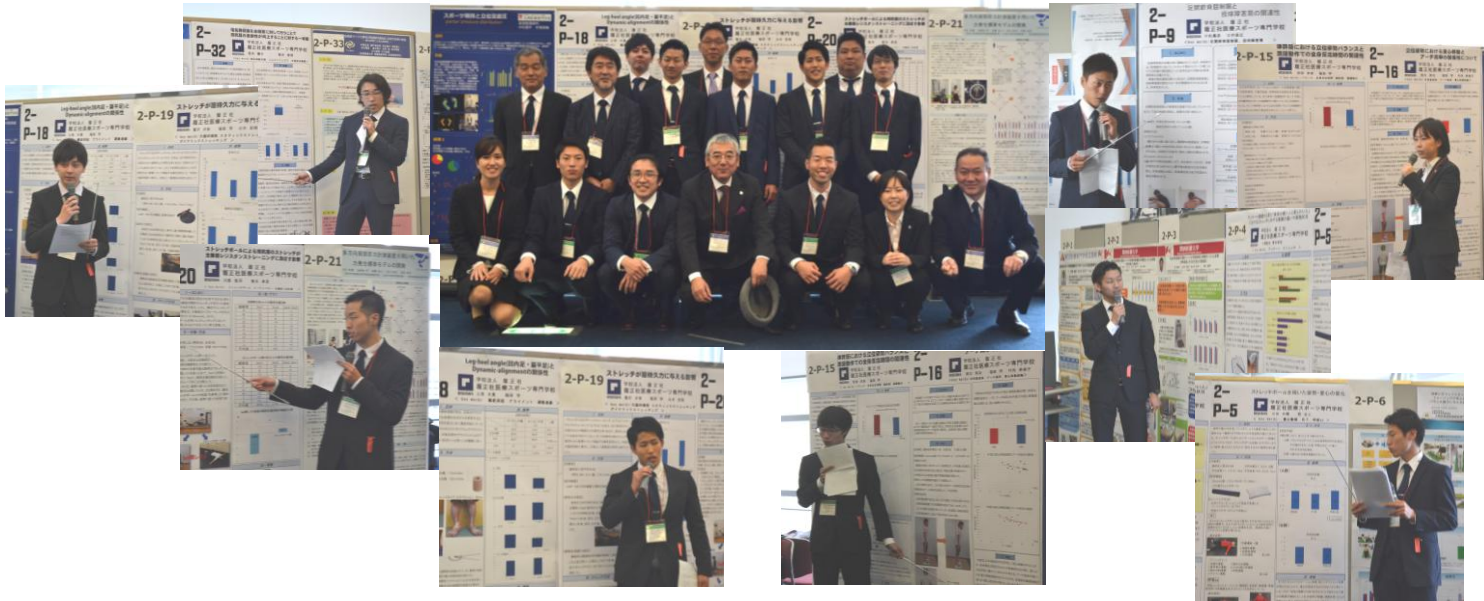


<認定実技審査>

柔道整復師法の改正（昭和63年5月法律第72号）に伴う国家試験に筆記試験のみで実技試験がなくなりました。このことにより、「柔道整復実技及び柔道実技について財団が派遣する認定実技審査員の審査を受け、卒業の判定の資料とする。」こととなり、始まりました。3年生は前期の授業で練習を行い、審査の日が近づくと、放課後まで頑張っていました。今年度は11月19日（日）に行われ、整復実技や固定、基本包帯また柔道実技と緊張した雰囲気の中で成果を問われました。出題のカードを引く時は緊張して手が震える学生や、一旦停止してしまう学生もいましたが、全員無事に合格できました。さて、次年度からは審査要領が改訂され、固定と整復の両方を審査、また出題される項目も大幅に変更されます。新3年生は頑張って勉強・練習を早期からおこなうようにしましょう。

<第 26 回 日本柔道整復接骨医学会学術大会発表！！>

平成 29 年 11 月 3 日・4 日、大阪府立国際会議場（グランキューブ大阪）にて第 26 回日本柔道整復接骨医学会学術大会が開催されました。本校から 3 年午前部小栗聖央君、小谷大輔君、小松義彦君、鷺沢汐音君、午後部秋田未来さん、上田大貴君、川西悠河君、坂井優介君、西口侑治君の 9 名が発表しました。この発表に向け実験・論文作成・校正・発表資料作成等を行いました、多くの先生に発表の指導もしていただきました。その効果あって、発表はすばらしいものとなりました。



<タナカジャーナル>

『管理柔道整復師資格制度はなぜ導入されたのか』

現在、柔道整復師の免許を取得すれば、待合室・治療室などの基準など一定の条件をクリアすれば、届け出により接骨院を開業できる。昭和 63 年から公益社団法人(当時は社団法人)に入会しなくても健康保険の療養費受療委任払い制度の利用や、交通事故、労災保険など各種社会保険を利用した治療が可能となる。しかし、平成 30 年 3 月の免許取得者から、一定の年数の臨床研修と指定講習を受講しないと、開業はできても保険取扱いができない。まずは 1 年間からスタートし、6 年後の平成 36 年(元号は平成ではありません)からは 3 年の臨床研修と指定講習を受講が必要となる。しかも点数制の 5 年の更新制だ。

筆者は平成 30 年 4 月から養成教育の新カリキュラムの移行に伴い、臨床実習指導者資格が国の基準で新たに策定され、同年 4/28 から 30 までの 3 日間履正社で開催される、厚生省基準、学校協会主催の指定講習会で授業を行うが、その授業科目の一つに以下なるものがある。『臨床実習指導者資格がなぜ導入されたか、その歴史と経過』筆者はこの講義を担当するのだが、管理柔道整復師資格制度と 2 個一の改革として理解してもらいたいだろう。つまり、80 年近くにわたる柔道整復師業務・教育の中で何が起こり、何があったのか、双方ともその社会要請から出現した制度なのである。受講されない方々のために少し触れておきたい。

先輩諸兄の柔整の先生方には大変僣越であるが、なぜ導入されたのか、この結論を一言で言うと、業界の社会秩序が維持できなくなり、乱れた事に端を発すると結論づけていいと思う。ある人は 2 度にわたり『パンドラの箱があげられた』と語っている。この二つを検証してみたい。一つは、昭和 63 年の社団法人以外の会員でも、保険取扱いが可能となったことである。詳細な分析は行っていないが、社団法人日本柔道整復師会を筆頭に、47 都道府県の社団が傘下にあり、組織は封建的強権的であったと聞く。当時(現在も)、各社団内では、会員の保険申請書類を内部審査する部署があり、一定の自主規制や制限が存在していたと聞く。これに反発した一定数の会員が、当時の規制緩和施策もあり、日整会員のみが利権として保護していた保険取り扱い権が消滅したのである。以降多くの会員が脱会し、個人契約で保険取り扱いを始めた。そこには、これまで社団法人の組織が継続してきた研究研鑽などの学術組織もなく、公金が含まれた保険制度を扱う倫理教育たる事もほとんど行われていなかった。

もう一つは、平成 10 年の柔道整復師養成施設指定認可取り消し訴訟、いわゆる福岡事件である。国の敗訴が確定し、当時全国 14 校 1 学年定員 1050 名が、平成 27 年には 110 校 8000 名超となり、就業柔道整復師者数は 6 万人、開業接骨院数は 5 万院へと、それぞれ約 2.5 倍に膨れ上がったのである。1 院当たりの売上は激減し、患者に対する治療や改善を求めることより、目に余る広告で、競合院から患者争奪戦に発展し、保険を利用した慰安を与える過剰なサービスの提供、ついには反社会的勢力に関わり保険制度を悪用した不正受給まで進行したのである。

先人が苦勞をして継承してきた、柔道整復師に与えられた特別な利権、患者の為の受療委任払い制度。失われた 20 年を取り戻すにはまだ遅くはない。

<語録「履正林」>

1. 勤労学生支援制度： 柔道整復師の養成教育は、1日2コマ3時間の定時制で行われてきた。1日の活動時間10時間ほどとすると、残り7時間の使い方をどうするのかというテーマがある。過去の柔整教育を振り返ると、ほぼ大半の学生は午前と夕方から夜に接骨院や病院で勤務し、その間に学校で勉強するスタイルが一般的であった。勤務している施設の中には、勤労学生に対する授業料などの経済的援助を行い、免許取得後一定の期間勤務する事を条件に借金返済なしのパターンもあった。柔道整復師以外にも、鍼灸師や理学療法士にも同様のスタイルがある。本校には理学療法学科に夜間部があるが、特に介護系の理学療法士が不足している事もあり、4年間介護系施設で勤務しながら理学療法士の免許を取得する、勤労学生支援制度の学生を探している。教務のM先生は以下のように表現する。『昔は看護師もありましたね、厳しいけど働きながら勉強するのが一番いい。なんせモチベーションが維持できる。基礎学力や教養なんて後付けでいけるんですよ、キーは資格取得への意欲、これが一番です』最近、若いスマートなM先生に担任を譲って以降、オープンキャンパスプロデューサーとしても、言動には目を見張る成長がある。

2. ワールドカフェ： 一方的な授業や講義のスタイルではなく、また結論を早急に決めるものでもなく、参加者が同じ目線で、あるテーマについて自由に活発に語り、意見を発言し合い、オープンな明るい雰囲気の中で話し合うグループワーク。近年の研修会や討論会でよく使われている。特にカフェや喫茶で行う必要はなく、場所は限定していない。来年4月に履正社柔整で実施される、臨床実習指導者講習会において『思い出に残る実習』というテーマで行う予定。参考までにオレンジカフェは、認知症の方やその家族などが、自由に生活や趣味、日々の感想を話し合い、語り合うセミナー。教務のN先生は『ワールドカフェ、イメージもいいですね。先生、うちの研修会はビールでやりましょう、盛り上がりますよね、ワインもチューハイもいいでしょう』飲み食いの命がけはさまざま、カフェでの飲み物は限定されていないが、アルコール含む柔道整復師のおっさんが集うワールドカフェの風景は、華やかイメージとは程遠い。

3. 十三発関空行： われらの阪急電車の十三駅が近い将来、巨大ターミナル駅になる構想がある。なんと、阪急が南海とつながり阪急電車が関空まで走る計画があるという。現在なら、阪急十三から関西国際空港まで、梅田、大阪、関空快速で約100分。もしくは梅田から難波、南海関空特急ラピート約80分。または阪急南方、地下鉄で新大阪、そこから関空特急はるか、約80分。誠に不便だ。しかし、近未来(3から5年先)阪急十三発関空行特急40分だそうだ、エキサイティングだ。しかも、伊丹空港と新幹線新大阪駅までも直結する計画も発表された。われらが十三駅ではもう『神戸三宮、新開地、宝塚、河原町行』だけではない。駅掲示板に『関西空港行』『伊丹空港行』『新大阪行』と表示される日は近い。あっぱれ、われらが阪急十三駅。

4. OSCE :Objective Structured Clinical Examinationの頭文字を取ったもので、オキと呼び、客観的臨床能力試験と訳される。主に医学部などの学生が模擬患者に対して、技術、会話、対応、反応、マナー、適性力などを試験官が客観的に評価する方法である。臨床実習へ出る前に課されることが多い。柔道整復師では、公益財団柔道整復研修試験財団による、卒業認定実技審査が最終学年に行われるが、モデルの下級生の学生を、感情や反応が出現するほどの模擬患者には仕立てない。しかし、釜谷校長は柔整教員に向けて『財団試験前には、OSCEをしっかりと構築し、実技能力をあげるんだ』とよく指導される。履正社柔整の学生学会発表数がついに、全国1位、2位を争うまで到達し、近隣のある校長は学会会場で、釜谷校長に賞賛の言葉を贈られたそうだ。これからも釜谷校長の厳しい教育方針は続く。

5. 新生しょんべん横丁： これまでに何回か取り上げたが、平成26年3月7日13時、阪急十三駅の東口を出たしょんべん横丁を中心にした通り、約40軒あまりが全焼した、いわゆる十三大火から3年半が経過した。学生や職員の通勤通学ルートにあり、その復興は日々感じられる事であったが、現在しょんべん横丁は少しの空き地を残し、ほとんど復興した。従来からあるフグの店や居酒屋に加え、最近ではハワイアン風のコーヒー店や串カツ、牛タン、鮎屋、唐揚げやなど、新しいジャンルが続々増えている。十三の起死回生力はズバ抜けている。赤ちょうちんやネオンの大好きな、でかいM先生は今年の忘年会シーズン、ハシゴをしていたといううわさがある。真実を聞き出したい。

<新カリキュラムについて (H30年度より施行) >

平成30年4月より、柔道整復師になるためには養成施設において、「99単位、2750時間以上」の『履修』が義務化されました。また臨床実習がこれまでの4倍(4単位180時間)となり、実習指導者も厚生労働省から認定された“実習指導者資格”が必要となります。しかし、履正社柔整は教育方針である『実習教育の重視』に基づき、開設時から他校にない実習時間数の“量”と、多様な領域の施設である“質”を求め続けてきたので、今回の改正においても、履正社は新カリキュラムの主旨にスムーズに対応できています。